

入札説明書

環境省の令和5年度自然公園等工事（建築）特記仕様書等作成業務に係る手続開始の公示に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする

1. 手続開始の公示日 令和5年1月16日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 熊倉 基之

3. 業務の概要

(1) 業務名 令和5年度自然公園等工事（建築）特記仕様書等作成業務 【再度公告】

(2) 業務の目的

本業務は、令和4年度改訂した国土交通省の特記仕様書に準じて、環境省版特記仕様書の改訂を行うものである。

(3) 業務内容

・令和4年度改訂した国土交通省の特記仕様書に準じて、環境省版特記仕様書の改訂を行うこと。

令和元年度版 特記仕様書枚数は以下のとおり。

① 特記仕様書〔新規〕	7枚
② 特記仕様書〔改修〕	10枚
③ 構造関係共通事項	9枚
④ 電気設備工事特記仕様書	1枚
⑤ 機械設備工事特記仕様書	2枚
⑥ 昇降機設備工事特記仕様書	2枚
⑦ 木造特記仕様書	8枚
⑧ 解体特記仕様書	2枚
計	41枚

(4) 業務の打合せは全3回とする。

(5) 主たる部分

本業務における「主たる部分」は、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を言う。 「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型作成、透視図作成等の簡易な業務を言う。

(6) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(7) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・紙媒体：報告書2部（A4判 両面カラー 100頁程度）
- ・電子媒体：報告書の電子データ

(8) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の翌日～令和6年3月8日

(9) 担当部局

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館24階

環境省大臣官房会計課契約第二係

電 話 03-3581-3351(内線6036)

電子メール KEIYAKU@env.go.jp

4. 入札方式等

(1) 予定価格が1,000万円を超える場合、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する。

(2) 本業務は、参加表明書の資料提出及び入札を電子調達システムにより行う対象業務である。ただし、当初より電子調達システムによりがたいものは、環境省入札心得に定める様式2による電子入札案件の紙入札方式での参加についての書面を令和5年1月28日（火）16時までに下記に提出すること。

この申請の窓口及び受付時間は、次のとおりである。

① 受付窓口：3. (9) 担当部局に同じ

② 受付時間：行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝日及び1月29日から1月3日。以下「休日」という。）を除く毎日の10時から16時まで（12時から13時は除く。）。

③ 電子調達システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

5. 指名されるために必要な要件

入札参加希望者が以下に示す要件を満足する場合は、電子メールにより競争参加資格確認通知書を通知する。なお、競争参加資格確認通知書の日は、令和5年1月2日（金）を予定する。

(1) 入札参加者に要求される資格

① 企業に関する事項

1) 基本的要件

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を満たしている企業であること。

a) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

b) 環境省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格のうち建築関係建設コンサルタント業務の認定を受けていていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

※上記に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けてない者も参加表明書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受けて、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

なお、開札日は、令和5年12月4日（月）を予定している。

c) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（bの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

d) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、環境省から建設コンサルタント業務等に関し「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（令和2年12月25付け環境省第2012255号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

e) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、環境省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 資本関係及び人的関係に関する要件

参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係のないこと。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア) 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。イ）において同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。イ）において同じ。）の関係にある場合

イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしア)については、会社等（会社法施行規

則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

- ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により専任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
 - ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) 業務拠点に関する要件
- 関東地方に営業拠点等を有する者でなければならない。
- ※ 営業拠点等とは、関東地方に技術者が1名以上常駐する本社(店)、支社(店)、又は営業所等を有していることをいう。
- 4) 業務実施体制に関する要件
- 参加表明書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。
- ・再委託の内容が主たる部分の場合。
 - ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- 本業務における「主たる部分」は本業務における「主たる部分」は、総合的な規格及び判断並びに業務遂行管理部分を言う。「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(構造計算、設備計算及び積算を除く)、トレース、資料整理、模型作成、透視図作成等の簡易な業務を言う。
- 5) 参加表明者の同種業務の実績に関する要件
- a) 下記に示される同種業務等について、平成30年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)において1件以上の実績を有すること。

なお、関連する調査、計画、研究、企画設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種・類似業務として認める。

 - ・同種業務：国又は地方自治体が発注した建築工事に係る特記仕様書作成又は、修正正業務
 - ・類似業務：国又は地方自治体が発注した建築物の新築、増築、大規模修繕、大規模模様替のうち、いずれかの設計業務
 - b) 実績として挙げた個々の業務評定点が65点以上であること。ただし、「設計等請負業務成績評定要領の制定について」(平成20年8月13日付け環境省令第080813003号、環自総令第080813003号)及び「設計等請負業務成績評定要領の改定について」(令和4年5月19日付け環境省令第2205192号)の対象業務以外の業務は、この限りではない。
 - c) 令和3年度から4年度末までに完了した建築関係建設コンサルタント業務のうち、関係省令発注業務の平均業務評定点が65点以上であること。ただし、100万円を超える関係省令発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

※関係省庁：「業務成績の相互利用機関と適用対象」による。

国土交通省ホームページ>政策・仕事>官庁営繕>公共建築の品質確保>建築設計に関する成績評定の相互利用 参照（以下同じ。）

② 予定管理技術者の資格に関する要件

予定管理技術者については下記の1)、3)、4)に示す条件を満たす者であり、2)の実績を有する者であることとする。

1) 予定管理技術者の資格に関する要件

下記のいずれかの資格を有する者。

・建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士又は二級建築士であること。

2) 予定管理技術者の業務実績に関する要件

下記の実績を有する者。

下記に示される同種業務等について、平成25年度以降公示日までに完了した業務において、1件以上の実績を有する者。

なお、関連する調査、計画、研究、企画設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種・類似業務として認める。

・同種業務：国又は地方自治体が発注した建築工事に係る特記仕様書作成又は、修正業務

・類似業務：国又は地方自治体が発注した建築物の新築、増築、大規模修繕、大規模模様替のうち、いずれかの設計業務

ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。

3) 予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

令和5年1月16日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

4) 予定管理技術者の業務成績評定点に関する要件

令和2年度から4年度末までに完了した業務について、担当した環境省発注の建築関係コンサルタント業務の平均技術者評点が65点以上であること。

5) 外国資格を有する技術者の資格要件

外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

6. 入札参加者を指名するための基準

参加表明者及び予定管理技術者を対象に、以下の項目（「企業の評価」、「予定管理技術者の評価」）について、技術的能力の審査を行うことを標準とする。

【①企業の評価】

評価 項目	評価の着眼点				評価点	
	判断基準					
参 加 表 明 者 の 経 験 及 び 能 力	実 績 等	専 門 技 術 力	成 果 の 確 実 性	過去 5 年間の同種業務等の実績の内容	<p>平成 30 年度以降公示日までに完了した同種業務の実績を評価する。</p> <p>① 同種業務の実績（関連する調査研究実績を含む。）がある。 : 15 点</p> <p>② 類似業務の実績がある。 : 5 点</p> <p>③ ①②以外は選定しない。 : 一</p>	15 点
	成 績 ・ 表 彰	専 門 技 術 力	業務評定 点	過去 2 年間の同じ業種区分の業務成績	<p>平成 3 年度～4 年度末までに完了した業務のうち、同じ業種区分の環境省発注業務（建築関係については、関係省庁の発注業務）の平均業務評定点により評価する。ただし、100 万円を超える環境省発注業務（建築関係については、関係省庁の発注業務）の実績がない場合は、この限りではない。</p> <p>① 80 点以上 : 10 点</p> <p>② 75 点以上 80 点未満 : 8 点</p> <p>③ 70 点以上 75 点未満 : 6 点</p> <p>④ 65 点以上 70 点未満 : 4 点</p> <p>⑤ 実績がない場合 : 0 点</p>	10 点

		表彰等	過去 2 年間の業務表彰の有無	<p>平成 3 年度以降公示日までの同種業務に係る国（地方環境事務所及び自然環境事務所を含む。）、都道府県、公的団体（公的な学術団体等）の表彰（○○設計業務に関する）について、表彰の内容により評価する。</p> <p>① 国レベルの表彰あり : 10 点 ② 都道府県等レベルの表彰あり : 5 点 ③ 表彰なし : 0 点</p>	10 点
	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組状況 ※複数（区分 1～3）の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。 ※提案書提出時点において認定等期間中であること。	区分 1 女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし認定企業・えるぼし認定企業）	<p>① プラチナえるぼし ※1 : 5 点 ② 3 段階目 ※2 : 4 点 ③ 2 段階目 ※2 : 3 点 ④ 1 段階目 ※2 : 2 点 ⑤ 行動計画 ※3 : 1 点 ⑥ 認定無し : 0 点</p> <p>※ 1 女性活躍推進法（令和 2 年 6 月 1 日施行）第 12 条に基づく認定 ※ 2 女性活躍推進法第 9 条に基づく認定なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※ 3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務のない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了してない行動計画を策定している場合のみ）。</p>	5 点	
	区分 2 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定企業・くるみん認定企業・トライくるみん認定企業）	<p>① プラチナくるみん : 3 点 ② くるみん（新基準※4） : 2 点 ③ くるみん（旧基準※5） : 1 点 ④ トライくるみん : 1 点 ⑤ 認定無し : 0 点</p> <p>※ 4 新くるみん認定（改正後認定基準（令和 4 年 4 月 1 日施行）により認定）</p>			

		※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置による認定)	
	区分3 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	① 認定あり : 3点 ② 認定無し : 0点	
事故及び不誠実な行為	環境省から建設コンサルタント業務等に関し、以下の措置を受けている期間である場合、下記の順位で評価を減ずる。 ① 文書注意（参加表明者の経験及び能力に係る評価点満点の50%相当を減ずる） ② 口頭注意（参加表明者の経験及び能力に係る評価点満点の25%相当を減ずる）	—	
小計			40点

※ワーク・ライフ・バランス等推進企業のうち、複数の企業等が共同で事業を行う組織等に対する加点は下記のとおりとする。

- 1 官公需適格組合として各種認定を取得していれば加点評価する。(当該官公需適格組合に所属する一部の企業が各種認定を取得している場合は加点評価しない。)
- 2 共同企業体(ジョイント・ベンチャー、J V)
共同企業体の構成員の該当する各種認定の点数に、各構成員の出資の割合を乗じた点数の和を用いて加点評価する。
- 3 共同実施
共同実施を行う各企業の該当する各種認定の点数に、業務実施割合を乗じた点数の和を用いて加点評価する。

【②予定管理技術者の評価】

評価項目	評価の着眼点	判断基準	評価点

予定管理技術者 の経験及び能力	資格・実績等	技術者資格	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>業務において必要とされる技術者資格について評価する。</p> <p>① 一級建築士 : 5 点 ② 二級建築士 : 3 点 ③ ①②以外は選定しない : —</p>	5 点
		継続教育	令和 4 年度の継続教育 (CPD) の点数	<p>C P D 取得単位を評価する。</p> <p>① 50 単位以上 : 5 点 ② 25 単位以上 50 単位未満 : 3 点 ③ 10 単位以上 25 単位未満 : 1 点 ④ 10 単位未満 : 0 点</p>	5 点
成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	過去 10 年間の同種業務等の実績の内容	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 平成 25 年度以降公示日までに完了した同種業務の実績がある。 : 15 点 ② 平成 25 年度以降公示日までに完了した類似業務の実績がある。 : 5 点 ③ ①以外は選定しない。 : —</p>	15 点
		専門技術力	業務評定点	<p>過去 3 年間に担当した同じ業種区分の業務成績</p> <p>令和 2 年度～4 年度末までに完了した業務について、担当した同じ業種区分の環境省発注業務（建築関係については、関係省庁の発注業務）の平均技術者評定点を評価する。なお、成績評定を受けた環境省の発注業務（建築関係については、関係省庁の発注業務）の業務実績がない場合には加点しない。</p> <p>① 75 点以上 : 15 点 ② 70 点以上 75 点未満 : 10 点 ③ 65 点以上 70 点未満 : 5 点 ④ 65 点未満又は評価点なし : 0 点</p>	15 点
		表彰等	過去 2 年間の技術者表彰の有無	<p>過去 2 年間の同種業務に係る国（地方環境事務所及び自然環境事務所を含む。）、都道府県、市町村、公的団体（公的な学会等）の表彰（○○設計業務に関する）について、表彰の内容により評価する。</p> <p>① 国レベルの表彰あり : 10 点</p>	10 点

				② 都道府県等レベルの表彰あり： 5 点 ③ 表彰なし : 0 点	
	専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む。）	① ②以外の場合 : 10 点 ② 下記の場合は選定しない。 全ての手持ち業務の契約金額の合計が 4 億円以上、又は手持ち業務の件数が 10 件以上。 (手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている 500 万円以上の他の業務を指す。)	10 点
小計					60 点

※複数の技術者を評価する場合は、評価点を適宜変動させて配分する。

【③業務実施体制】

評価項目	評価の着目点	評価点	
		判断基準	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。 ① 業務の主たる部分を再委託している。 ② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。	—

合計	100 点
----	-------

※評価項目を設定しなかった場合の評価点は、他の評価項目の評価点に振り替えることとする。

7. 参加表明書の提出等

(1) 作成方法

電子調達システムにより参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。

① 配布された様式（様式－1 から様式－10）を基に作成を行うものとする。

文字サイズは 10 ポイント以上、ファイル形式は、Microsoft Word2010 形式以下、Microsoft Excel2010 形式以下、Just System 一太郎2011 形式以下及び P D F ファイル形式に限る。

② 複数の申請書類は、1 つのファイルにまとめ添付資料欄に添付して送信すること。なお、圧縮することにより 1 つのファイルにまとめたものは、1 つのファイルの提出（圧縮ファイルの中に複数のファイル及びファイル形式が混在していても良い。）として認める。ただし、

圧縮ファイルの形式は、1zh形式のみを認める。

なお、電子調達システムのデータ上限は10MBとする。

指定のファイル容量で入りきらない場合は必要書類一式（電子調達システムとの分割は認めない）を持参又は郵送による（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）。また、電子調達システムにより次の内容を記載した書面（様式自由）のみを送信すること。

- 1) 郵送する旨の表示
- 2) 郵送する書類の目録
- 3) 郵送する書類のページ数
- 4) 発送年月日

③ プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、送信された参加表明書のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(2) 関連資料

- ① 5.(1)① 5)に示す 同種業務の実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム（テクリス）」に登録されている場合、または一般社団法人公共建築協会の「公共建築設計情報システム（PUBDIS）」登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。
- ② 過去2年間に参加表明者が受けた業務表彰の実績が記載されている資料の写しを提出すること。
- ③ 予定管理技術者に係る一級建築士又は二級建築士の登録証等の写しを提出すること。
- ④ 予定管理技術者に係る令和4年度の継続教育（CPD）の点数が記載されている資料の写しを提出すること。
- ⑤ 予定管理技術者が、平成25年度以降公示日までに完了した業務（5.(1)② 2)に示す同種業務）において、管理技術者又は担当技術者として従事した業務がある場合は、業務に係る契約書等の写しを提出すること。
- ⑥ 予定管理技術者が平成2年度以降公示日までに完了した業務（同じ業種区分の環境省発注業務（建築関係については関係省庁の発注業務を含む。設計共同体での業務（照査技術者として従事した業務は除く。）を含む））がある場合は、成績評定点を確認できる書類（委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し）を提出すること。
- ⑦ 過去2年間に予定管理技術者が受けた技術者表彰（優秀技術者表彰又は優良業務表彰等）の実績が記載されている資料の写しを提出すること。
- ⑧ 予定管理技術者の業務実績として、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等を提出する場合は、業務実績を明らかにするために「業務の概要（A4版1枚程、任意様式）」及び「業務における立場と役割（A4版3枚以内、任意様式）」を提出すること。

(3) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和5年11月28日（火）16時

提出場所：3.(9)担当部局に同じ。

提出方法：環境省建設工事競争入札参加資格審査結果通知書の写しとあわせて、電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は電子メール、持参又は郵送による（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。提出期限必着）。

8. 非指名理由について

参加表明書を提出した者のうち、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という）を電子メールにより通知する。

9. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) この入札説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い環境省入札心得に定める様式5による質問書を提出すること。

ア. 提出期限 令和5年11月24日（金）16時まで

（持参の場合は、12時から13時を除く。）

イ. 提出場所 3.(9)の場所

ウ. 提出方法 持参又は電子メール（KEIYAKU@env.go.jp）により提出すること。

なお、電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和5年11月27日（月）までに環境省ホームページの「調達情報」>「入札等情報」>請負業務「入札公告（工事・建設コンサルタント等）」>「本件」の「入札公告」の下段に掲載する。

10. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札書の受付期間

① 電子調達システムによる場合：令和5年12月4日（月）12時30分まで

② 入札書を持参する場合：(2)の日時及び場所に環境省入札心得に定める様式1による入札書及び環境省建設工事競争入札参加資格審査結果通知書の写しを持参すること。

(2) 開札日時

① 日時：令和5年12月4日（月）13時30分

② 場所（入札書を持参した者が立ち合う場合）：東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎第5号館23階 環境省第4会議室

11. 入札方法等

(1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。電子調達システムで入札をする予定の者については、同システムにより、環境省建設工事競争入札参加資格審査結果通知書をP

D F化し、証明書として令和5年11月28日（火）16時までに提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、入札書は持参すること。郵送又は電送による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 免除。

13. 開札

- (1) 開札は、電子調達システムにより行うこととし、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2) 紙による入札を行う場合には、入札参加者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
- (3) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、電子調達システム使用端末の前でしばらく待機すること。
なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子調達システムにより連絡する。

14. 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び環境省入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時において指名停止を受けているものその他の開札の時において4.に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

15. 手続における交渉の有無 無

16. 別に配置を求める技術者

本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、予定管理技術者とは別に、以下の(1)から(3)までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、「環境省入札心得」第7条の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- (1) 予定管理技術者と同等の同種業務実績を有する者
- (2) 予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- (3) 過去2年間における業務成績評定点において、65点未満の業務がある者でないこと。

17. 契約書作成の要否

別冊「契約書案」により、契約書を作成するものとする。

18. 支払条件

前金払：無 部分払：無

19. 火災保険付保の要否 否

20. 苦情申し立てに関する事項

- (1) 8.による非指名通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）することにより、支出負担行為担当官に対して非指名理由について説明を求めることができる。
- (2) 上記(1)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含む。）以内に書面により行う。
- (3) 非指名理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下のとおりである。

受付場所：3. (9)に同じ

受付日時：休日を除く10時00分～17時00分（12時から13時を除く）まで。

21. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

22. 人権尊重の取組について

本調達に係る入札希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日　ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

23. その他の留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊「環境省入札心得」及び別冊「契約書案」を熟読し、別冊「環境省入札心得」を遵守すること。
- (3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とともに、指名停止を行うことがある。
- (4) 同種業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における同種業務の実績をもって判断するものとする。
- (5) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び非指名通知を受けた者は、入札書を提出できないものとする。
- (6) 参加表明書の審査のための追加資料の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 参加表明書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書を無効とともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

また、提出された参加表明書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書を無効とする。

 - ・参加表明書の全部又は一部が提出されていない場合
 - ・参加表明書と無関係な書類である場合
 - ・他の業務の参加表明書である場合
 - ・白紙である場合
 - ・入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - ・発注者名に誤りがある場合
 - ・発注案件名に誤りがある場合
 - ・提出業者名に誤りがある場合
 - ・その他未提出又は不備がある場合
- (8) 提出された参加表明書は返却しない。

なお、提出された参加表明書は、選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (9) 提出期限以降における参加表明書、資料の差し替え及び再提出は認めない。

また、参加表明書に記載した予定管理技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (10) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

政府電子調達システム（GEPS）ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>
ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル）受付時間 平日9時00分～17時30分。

- (11) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。
- (12) 「設計等請負業務成績評定要領の制定について」（平成20年8月13日付け環境会発第080813003号、環自総発第080813003号）及び「設計等請負業務成績評定要領の改定について」（令和4年5月19日付け環境会発第2205192号）に基づく業務成績を原則として評価の対象とする。

◎ 添付資料

- ・別記様式 競争参加資格確認申請書様式（様式1～11）
- ・別添1 環境省入札心得
- ・別添2 発注者支援業務請負契約書（案）
- ・別添3 仕様書

参加表明書

業務の名称 令和5年度自然公園等工事（建築）特記仕様書等作成業務【再度公告】

履行期限 令和6年3月8日

標記業務について、参加表明書を提出します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定及び入札説明書5. (1)(①②)の基準に該当する者でないこと並びに暴力団排除に関する誓約事項及び参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

環境省大臣官房会計課長

熊倉 基之 殿

提出者) 住 所
商号又は名称
代 表 者 役職名 氏名
連絡先) 担当部署
氏 名
電話番号
電子メール

注1) 参加表明書として様式－1から様式－10までを提出してください。ただし、入札説明書において、照査技術者を求めていない場合は、様式－9の提出は求めない。

(様式－2)

・企業の過去5年間の同種業務実績等

業務分類	同種業務
業務名	
テクリス登録番号 P U B D I S 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 T E L	
業務評定点	
業務の概要	
業務の技術的特徴	

注1) 業務分類には、入札説明書の5.(1)⑤において定義した「同種業務」を記載し、件数は3件までとすること。

注2) 様式－8に記載した予定管理技術者の同種業務を重複して記載できる。

注3) テクリス、PUBDISに登録されていない場合は、登録番号は記載せず、当該業務に係る契約書等（業務名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分）の写しを添付すること。

注4) 業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。図や写真等を使用する場合であっても、A4用紙2枚以内に記載する。

(様式－3)

- ・企業の令和3年度～令和4年度までに完了した業務評定点

業種					
業務名					
テクリス登録番号					
P U B D I S 登録番号					
契約金額					
履行期間					
発注機関名 住所 T E L					
業務評定点					

- 注1) 環境省発注の建築関係建設コンサルタント業務（建築関係については、関係省庁の発注業務を含む。）について記載する。
- 注2) 業種には、「自然環境共生関係コンサルタント業務」「建築関係建設コンサルタント業務」「土木関係建設コンサルタント業務」等を記載する。
- 注3) 業務評定点の高いものから最大5件まで記載できる。

(様式－4)

- ・令和3年度以降の企業の優良業務表彰の実績

業務分類	同種業務
表彰年度	
業務名	
テクリス登録番号	
P U B D I S 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 T E L	
業務の概要	

- 注1) 表彰の実績が記載されている資料の写しを提出すること。

(様式－5)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組状況

有・無 有の場合は、該当する取組の□を■に変更する。	
1. 女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし認定企業・えるぼし認定企業）	<input type="checkbox"/> プラチナえるぼし認定を取得している。※1
	<input type="checkbox"/> 3段階目の認定を取得しており、かつ、「労働時間等の働き方」の基準を満たしている。※2
	<input type="checkbox"/> 2段階目の認定を取得しており、かつ、「労働時間等の働き方」の基準を満たしている。※2
	<input type="checkbox"/> 1段階目の認定を取得しており、かつ、「労働時間等の働き方」の基準を満たしている。※2
	<input type="checkbox"/> 行動計画。※3
2. 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定企業・くるみん認定企業・くるみん認定企業・トライくるみん認定企業）	<input type="checkbox"/> 「プラチナくるみん認定」を取得している。
	<input type="checkbox"/> 「くるみん認定」（新基準）を取得している。※4
	<input type="checkbox"/> 「くるみん認定」（旧基準）を取得している。※5
	<input type="checkbox"/> 「トライくるみん認定」を取得している。
3. 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	<input type="checkbox"/> 認定あり。

注

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点すること。

※記載された取組状況を確認できる書類の写しを添付すること。

※1 女性活躍推進法（令和2年6月1日施行）第12条に基づく認定。

※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定。

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定義務のない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの。）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ。）。

※4 新くるみん認定（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）による認定）

※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は、改正省令附則第2条第5項の経過措置による認定）

※ワーク・ライフ・バランス等推進企業のうち、複数の企業等が共同で事業を行う組織等に対する加点は下記のとおりとする。

- ① 官公需適格組合として各種認定を取得していれば加点評価する。(当該官公需適格組合に所属する一部の企業が各種認定を取得している場合は加点評価しない。)
- ② 共同企業体（ジョイント・ベンチャー、JV）
共同企業体の構成員の該当する各種認定の点数に、各構成員の出資の割合を乗じた点数の和を用いて加点評価する。
- ③ 共同実施
共同実施を行う各企業の該当する各種認定の点数に、業務実施割合を乗じた点数の和を用いて加点評価する。

(様式－6)

・業務実施体制

分担業務の内容	備考

注1) 注2に記載されている再委託等がある場合は、業務の分担について記載する。

なお、業務の分担を行わない場合は、「分担業務の内容欄」に「業務の分担なし」と記載する。

注2) 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄に再委託の具体的な内容を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載する。なお、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(様式－7)

・予定管理技術者の経歴等

① 氏名 ふりがな	② 生年月日
③ 所属・役職	
④ 保有資格 技術士 (部門 : 分野 :) ・登録番号 : ・登録年月日 : RCCM (部門 :) ・登録番号 : ・登録年月日 : その他 (名称 :) ・登録番号 : ・取得年月日 : 資格を保有している事を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。	
⑤ C P D取得単位の状況 5. (1)(2) 1)に該当する建設系 CPD 協議会に参加している団体における取得単位が確認できる書類の写しを、添付すること。 なお、令和4年度分を添付のこと。	取得単位
⑥ 平成25年度～令和4年度末までに完了した建築関係建設コンサルタント業務の業務成績（環境省発注業務（建築関係については関係省庁の発注業務を含む。設計共同体での業務（照査技術者として従事した業務は除く。）を含む。）） 記載された業務実績については業務評定点を確認できる書類（委託業務等成績評定通知書等の写し）を添付すること。	

(合計 件)				
業務名 (テクリス、PUBDIS 登録番号)	発注機関	業務概要	履行期間	業務評点
○○○○業務 (有 無 コード 000000000000)				
<p>⑦ 過去2年間の同種業務に係る国、都道府県、市町村、公的団体（公的な学会等）による優秀技術者表彰等 写しを提出すること。</p>				
表彰年度	業務名	発注機関	表彰者	
<p>⑧ 手持業務の状況（令和5年7月28日現在） 管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務（特定後未契約のものを含む。） を記載すること。ただし、調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。</p>				
(合計 件)				
業務名 (テクリス、PUBDIS 登録番号)	発注機関	業務概要	履行期間	契約金額
○○○○業務 (有 無 コード 000000000000)		(○○技術者として従事)		(契約金額合計 万円)
		(○○技術者として従事)		(契約金額合計 万円)

・予定管理技術者の平成25年度以降に完了した同種業務等の実績

業務分類	同種業務
業務名	
テクリス登録番号 P U B D I S 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 T E L	
業務評定点	
業務の概要	(○○技術者として従事)
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務担当の内容	

注1) 業務分類には、入札説明書の5.(1)(2)において定義した「同種業務」を記載し、件数は3件までとすること。

注2) テクリス、PUBDISに登録されていない場合は、登録番号は記載せず、当該業務に係る契約書の写し及び従事したことが確認できる書類(管理技術者通知書、業務計画書等)の写しを添付すること。

注3) 業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。図や写真等を使用する場合であっても、1業務につきA4用紙2枚以内に記載する。同種業務に該当するかは、提出された書面により判断することとしますが、判断できない場合は報告書等の提出を求めることもあり得るので具体的に記述すること。

注4) 「業務の概要」(○○技術者として従事)の○○には、「管理」又は「担当」技術者の各名称を記述する。

(様式－9)

・照査技術者の経歴

ふりがな ①氏名	②生年月日
③所属・役職	
④保有資格 当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。 技術士（部門： 分野： ）・登録番号： ・登録年月日： RCCM（部門： ）・登録番号： ・登録年月日： その他（名称： ）・登録番号： ・登録年月日：	

(様式－10)

・業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
担当技術者	1) 2) 3)		

注1) 氏名にはふりがなをふること。

注2) 所属・役職については、技術提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記載すること。

(様式-11)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
環境省大臣官房会計課長
熊倉 基之 殿

住 所
商号又は名称
代表者名

令和5年度自然公園等工事（建築）特記仕様書等作成業務【再度公告】の参加表明書は、
容量を超えたため郵送にて提出します。

なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担当者：
部署：〇〇本店〇〇部〇〇課
電話番号：（代）〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〔（内）〇〇〇〇〕

2. 郵送する書面の目録

3. 郵送する書類の頁数

4. 発送年月日

環 境 省 入 札 心 得

(目的)

第1条 環境省の所掌する契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の公告において指定した期日までに、令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、支出負担行為担当官（環境省所管会計事務取扱規則（平成13年環境省訓令第22号）第4条に規定する支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を支出負担行為担当官に提出しなければならない。

3 入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、仕様書、契約書案を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

3 入札書は、様式1により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。なお、電子調達システムによる入札の場合、入札書は入力画面上において作成し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに送信するものとする。書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官環境省大臣官房会計課長殿と記載）及び「令和5年9月6日開札〔令和5年度自然公園等工事（建築）特記仕様書等作成業務〕の入札書在中」と朱書きして、入札の日時及び場所に持参しなければならない。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式4）及び環境省競争参加資格審査結果通知書の写しを持参させなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、令第 71 条第 1 項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札の辞退)

第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- ① 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式 5）を支出負担行為担当官に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- ② 入札執行中にあっては、その旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- ③ 電子調達システムにあっては、システム上の操作（辞退届をクリック）により辞退届を提出する。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- ④ 記名を欠く入札（電子調達システムによる場合、電子認証書を取得していない者のした入札）
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ⑨ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札

(入札書の取り扱い)

第6条の2 提出された入札書は開示前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 令第85条の基準（環境省所管契約事務取扱細則（平成13年環境省訓令第26号）第26条）に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当官の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便による入札を行った者がある場合及び電子調達システムによる入札の場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、支出負担行為担当官が指定する日時において再度の入札を行う。

入札執行回数は再度の入札を含め、原則として2回を限度とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、紙入札の場合は直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。なお、電子入札システムによる入札の場合は、支出負担行為担当官が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書等の提出)

第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は、支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約書の案の提出と同時にこの契約の履行を保証する公共工事履行保証証券（かし担保特約を付したものに限る。）を提出するものとする。提出に当たっては、次に掲げる事項等に留意すること。

① 保証金額は、請負代金額の100分の30以上であること。

- ② 債権者は支出負担行為担当官とし、債務者は落札者であること。
- ③ 保証人の記名押印があること。
- ④ 公共工事用保証契約基本約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨の記載があること。
- ⑤ 主契約の内容として工事名は契約書に記載の工事名と同一とする。
- ⑥ 保証期間は工期を含むものとする。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、契約書案についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書)

第13条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税等分に係る課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(その他)

第14条 当省より配布した指名通知書以外の書類については、入札日に返却すること。
なお、電子調達システムによる入札を行った場合においては、別途、速やかに郵送するか持参すること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうととともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入札書

一金 円也

ただし、令和 5 年度自然公園等工事（建築）特記仕様書等作成業務【再度公告】について環境省入札心得等を承諾の上、本入札書を原本とし、虚偽のないこと、また暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者 氏名

(代理人)
住 所
氏 名

支出負担行為担当官
環境省大臣官房会計課長 殿

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
TEL：
E-mail：

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
環境省大臣官房会計課長 殿

住 所
会 社 名
代表者役職・氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：令和5年度自然公園等工事（建築）特記仕様書等作成業務【再度公告】
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
TEL：
E-mail：

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
環境省大臣官房会計課長 殿

(委任者) 住 所
商号又は名称
代表者 氏名

(受任者) 代理人 住 所
所属(役職名)
氏 名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和5年度自然公園等工事（建築）特記仕様書等作成業務【再度公告】の入札に
関する一切のこと。
- 2 1の事項に係る復代理人を選任すること。

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
TEL：
E-mail：

様式3-②

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
環境省大臣官房会計課長 殿

(委任者) 代理人住所
所属(役職名)
氏 名

(受任者) 復代理人住所
所属(役職名)
氏 名

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和5年度自然公園等工事（建築）特記仕様書等作成業務【再度公告】の入札に関する一切のこと。

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
TEL：
E-mail：

入札辞退届

件名 令和5年度自然公園等工事（建築）特記仕様書等作成業務【再度公告】

上記について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名

支出負担行為担当官
環境省大臣官房会計課長 殿

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
TEL：
E-mail：